

給付年金コーナー

～年金を受けている方が亡くなったとき～

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届(報告書)」の提出が必要です。

※日本年金機構に個人番号(マイナンバー)が収録されている方は、原則として、「受給権者死亡届(報告書)」を省略できます。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取ってない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

【未支給年金を受け取る順位】

- (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹
(7) その他 (1)～(6)以外の3親等内の親族

※亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受け取ることができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

非接触型セミセルフレジを導入しました

新型コロナウイルス感染症対策と住民のみなさまの利便性向上を目的として、各種証明書や交付手数料等の支払いにおいてご利用いただける、非接触型セミセルフレジを税務会計課と町民課の窓口を設置しました。

※非接触型セミセルフレジとは、現金でのお支払いの場合に、ご自身でレジにお金を入れ、釣銭もご自身で受け取っていただくスタイルのレジです。これにより、住民と職員との間での現金の受け渡しがなくなるため、感染症の感染リスク軽減を図ります。



みずほ銀行 足利銀行 の窓口における納付書の取り扱い終了について

みずほ銀行は令和5年3月31日、足利銀行は令和5年6月30日をもって、窓口における町税・保険料・使用料・その他公金等の納付書の取り扱いが終了になります。

取り扱い終了日以降、長瀬町が発行した納付書により、同行窓口で納付を希望される場合は、別途手数料をご負担いただくこととなります。手数料は店頭でご確認ください。

※取り扱い終了日以降は、お手元の納付書の納付場所に、みずほ銀行・足利銀行の記載がある場合でも、上記の取り扱いとなりますのでご注意ください。

問合せ 役場 66・3111 町税について 税務会計課 管理担当 内線116
介護保険料について 健康福祉課 介護担当 内線124
後期高齢者医療保険料について 町民課 給付担当 内線123
使用料その他公金等について 税務会計課 会計担当 内線102

3月の納期

●介護保険料

■普通徴収(随時第1期分)

※介護保険料の納め忘れはありませんか。年度途中で65歳となった方や、転入された方は、納付書で介護保険料を納めていただけます。お送りしてある納付書を持参して、役場又は金融機関で納めてください。(納付書をなくされた場合は、役場健康福祉課で再発行できます。)

※介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要となったときに安心してサービスを利用できるように、保険料の期限内納付にご協力をお願いします。

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収(随時第1期分)

納期限は3月31日(金)です。口座振替の場合は3月27日(月)が振替日となりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線124